

22日獣発第38号  
平成22年5月6日

地方獣医師会会长 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根義久  
(公印及び契印の押印は省略)

### 口蹄疫防疫対策の再徹底等

宮崎県下における口蹄疫疑似患畜の発生については、本日5月6日現在で23例目の報告がなされたところであります。過般、農林水産省消費・安全局長から、各都道府県知事に対し、下記の防疫対策の再徹底についての生産者、関係機関・団体等に対する周知等が別紙写しのとおり通知され、本会に対しては、当該通知の会員に対する周知と、適切な対応をされたい旨の指導方依頼がなされました。

つきましては、地方獣医師会におかれましては、別添通知をご理解いただいた上は、貴会関係会員に対する周知徹底とともに、適切な対応についてご指導いただきたくお願いします。

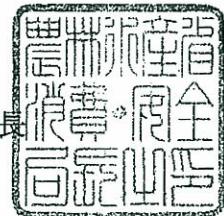
(注) 本件内容の問い合わせは、駒田事務局主任までお願いします。

写

22消安第1107号  
平成22年4月28日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



宮崎県における口蹄疫の疑似患畜の確認に係る防疫対策の再徹底等について

のことについて、別添のとおり都道府県知事あてに通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき、協力方よろしくお願いします。

また、貴職におかれましては、国内防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等への周知についてご協力いただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。

(写)

22消安第1107号  
平成22年4月28日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

### 宮崎県における口蹄疫の疑似患畜の確認に係る防疫対策の再徹底等について

本年4月20日、宮崎県において口蹄疫の疑似患畜が確認され、「宮崎県における口蹄疫の疑似患畜の確認に係る防疫対策の徹底等について」(平成22年4月20日付け22消安第563号農林水産省消費・安全局長通知)により、①家畜衛生関係者、畜産関係者への周知、②緊急調査の実施、③的確な病性鑑定の実施、④危機管理体制の点検をお願いしたところです。

このような中、本日、宮崎県において本病の疑い事例8例目、9例目及び10例目が確認されたことから、直ちに第2回農林水産省口蹄疫防疫対策本部を開催し、国・関係都道府県による連携体制を強化すること、早期通報体制の徹底を改めて要請すること等今後の防疫対応について決定したところです。

つきましては、下記による防疫対策の再徹底について、生産者、関係機関・団体等へ周知するとともに、引き続き防疫措置に遗漏のないようお願いします。

また、宮崎県における防疫措置に必要な人員について、これまで各都道府県から家畜防疫員の派遣をいただいているところですが、発生農場における殺処分等の防疫措置や関連農場の清浄性調査の更なる迅速化のため、引き続き宮崎県から派遣要請があるものと想定されますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

これまでの確認事例においては、牛においては、発熱や食欲不振、流涎、口腔内や鼻腔内の水疱、びらん、潰瘍、豚においては鼻部に水疱、蹄部にびらん、跛行などの臨床症状が確認されていることから、飼養者に対し、以下の指導を行うこと。

- ① 飼養家畜について毎日健康観察を行うこと
- ② 上記症状を含め通常と異なる何らかの異常を認めた場合には、直ちに家畜保健衛生所に連絡すること

③ 農場内への部外者の出入りを厳しく制限するとともに、農場関係者については、入出場時の消毒を徹底すること

ただし、農場等畜産関係施設へ出入りをしないにもかかわらず、発生県からの人の出入りを制限するなどの過剰な反応を招かないよう、正確な情報提供及び的確な指導をお願いいたします。

④野生動物や害虫の侵入防止など飼養衛生管理基準の厳守に努めること